

河川敷地境界明示申請書作成の手引き

1. 申請書の作成

- ① 申請書は別紙様式1により作成して下さい。
- ② 申請者は、土地所有者でなければなりません。
共有地である場合は、共有者全員を申請者とします。
- ③ やむを得ず代理人により明示の申請をする場合は、委任状・別紙様式2を添付して下さい。（委任事項については、十分確認のうえ提出して下さい。）
- ④ 申請者の印鑑は、所定の箇所にすべて実印を押印し、申請年月日より3ヶ月以内に交付された印鑑登録証明書を添付して下さい。
- ⑤ 相続発生等があるにもかかわらず名義変更がなされていない場合は、相続事項を証明する戸（除）籍謄本（全部事項証明書）及び住民票謄本、必要であればその他参考となる資料を各1部添付して下さい。
- ⑥ 申請地が数筆ある場合は、申請の場所の欄にすべての地番を記入して下さい。ただし筆数が多く併記できない場合は別紙に記入して下さい。書式は自由です。
- ⑦ 申請理由は具体的に書いて下さい。（分筆のため、開発行為のため等）

2. 添付図書の作成

- ① 土地の登記事項証明書（事項全部を記入したもの。以下「登記事項証明書」という。）は、管轄法務局において申請年月日より3ヶ月以内に交付されたものを添付して下さい。
また登記事項証明書は、申請地及び隣接する土地全部のものを添付して下さい。ただし申請地及び国有地（河川敷地）以外の他の隣接地については、不動産登記事項調査票・別紙様式3により調査したものでもかまいません。
なお、登記事項証明書に代えて、登記情報提供サービスが提供する不動産登記情報（全部事項）を添付することも可能です。（有効期間内の照会番号及び発行年月日の記載があるものに限る。）
- ② 法務局備付けの土地図面の写し（地図又は地図に準ずる図面、地積測量図）は、管轄法務局において申請年月日より3ヶ月以内に交付されたものを添付してください。
なお、登記情報提供サービスが提供する地図情報（地図又は地図に準ずる図面）を添付することも可能です。（有効期間内の照会番号及び発行年月日があるものに限る。）
登記情報提供サービスが提供する図面情報（地積測量図）については、照会番号の提供がないため添付書類とすることができません。
- ③ 位置図は、国土地理院発行のものまたは同等程度のものを添付して下さい。（橋、学校等目標となる施設が明確なもので、出来るだけ広範囲のものが望ましいです。縮尺1：2,500～10,000）

④ 実測平面図

- イ. 縮尺は1 : 500以上とします。
- ロ. 原則として測量士または土地家屋調査士の資格を有する者が作成したものとし
ます。
- ハ. 図面の余白に作成者の登録番号、氏名を記入し、押印して下さい。
- ニ. 方位、縮尺、申請地番及び隣接地番を記入して下さい。
- ホ. 横断側線を記入し、横断面図との寸法に差異が生じないようにして下さい。なお
明示希望距離が長い場合、原則としてピッチは20m間隔とします。
- ヘ. 境界明示図作成において、立会年月日、立会人等を記入押印する欄として図面右
上側に縦20cm、横15cm程度の余白が必要となるため、あらかじめ申請図の
原図に上記余白を設けておいて下さい。
- ト. 原則として堤防の表法尻から申請地を含めて測量し、特に付近の構造物（橋、建
物、電柱、河川距離標、土留石積等）は詳細に測量し、堤防及び既設の境界標は必
ず記入して下さい。
- チ. 明示箇所の起終点付近から上下流（それぞれ約50m以内）に既設境界標がある
場合は、その境界標及び境界付近の構造物を記入し、申請箇所を含めて既設境界標
間距離を記入して下さい。
- リ. 既設境界標は、〇〇杭（〇〇）という様にわかりやすく表示して下さい。
例：石杭（建）、石杭（内）、金属プレート（〇〇）

⑤ 横断面図

- イ. 縮尺は1 : 100以上とします。
- ロ. 原則として測量士または土地家屋調査士の資格を有する者が作成したものとし
ます。
- ハ. 図面の余白に作成者の登録番号、氏名を記入し、押印して下さい。
- ニ. 横断面図は、原則として既設境界標の箇所（既設境界標のない場合は明示箇所の起
終点付近）及び平面図における変化点をとるようにして下さい。なお直線の明示希
望距離が長い場合、原則としてピッチは20m間隔とします。
- ホ. 原則として堤防の表法尻から申請地を含めて測量し、土留石積等の施設があれば
、これについても表示して下さい。

⑥ 写真は明示箇所付近の状況がわかるように撮影して下さい。

特に境界付近については詳細に撮影し、既設境界標は必ず撮影して下さい。また撮
影した場所からの方向を記入した略図も添付して下さい。

⑦ その他、必要に応じて境界標の復元、地図訂正、資料の作成などの作業をしていただ く場合があります。

3. 申請書の提出

- ① 申請書は、正本1通及び副本1通を提出して下さい。
- ② 申請書には図面袋をつけ、袋の中に図面を入れて下さい。また図面は、縦27cm、
横18cmのびょうぶ折りとし、図面袋に目次を貼付して下さい。

4. 現地立会

- ① 立会日は、出張所より立会日の約1、2週間前に通知します。
立会は、申請者（委任を受けた代理人）及び両隣接土地所有者としますので、立会日時等について両隣接者に連絡して下さい。
必要に応じて関係地方公共団体の職員及び境界に関し特に知識を有する者（区長、水利組合長等）の立会を依頼することがあるので、その場合は申請者の方で、これらの関係者に立会日時等について連絡を取っていただきます。
- ② 隣接土地所有者の立会については、既に筆界確認書等で確認済の場合は省略できますが、後日明示図の隣接者同意欄への押印が必要となります。
- ③ 境界標の新設を必要とする場合は、現地立会時に位置を確認し、仮杭等を設置します。

5. 明示図として使用する図面の作成

明示図として使用する図面については、申請者にて作成（押印を含む）していただきます。

またその図面に記載する境界標については、復元可能な措置として座標を持たせて下さい。

6. 境界標の設置

境界標を新たに設置する必要がある場合は、当方が支給する境界標を設置して下さい。

7. 交 付

明示書、明示図（確定書、確定図）の交付は、出張所より連絡しますので、所定の日時に指定した場所に印鑑（認め印可）を持参のうえお越し下さい。

〈提出及び問い合わせ先〉

大和川（奈良県域）・佐保川および曾我川の直轄管理区間における各種申請窓口
国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 王寺出張所
〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺1-13-8
TEL／0745-73-6571 FAX／0745-72-1498

大和川（大阪府域）および石川の直轄管理区間における各種申請窓口
国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所 堺出張所
〒590-0011 大阪府堺市堺区香ヶ丘町5-9-30
TEL／072-227-7160 FAX／072-229-9328

(別紙様式1)

令和 年 月 日

近畿地方整備局

大和川河川事務所長 殿

申請者 住所
(協議者) 氏名又は名称
(法人の場合代表者名を含む) 印

河 川 敷 地 境 界 ① 書

貴局管理にかかる国有河川敷地と下記土地の境界を ② します。

記

1. 申請 の場所
(協議)
一級河川 大和川水系 大和川
府 郡 村
県 市 町 番地

2. 申請 の理由
(協議)

3. 添付図書 イ 土地の登記事項証明書
ロ 法務局備付の土地図面の写し
(地図又は地図に準ずる図面、地積測量図)
ハ 位置図
ニ 実測平面図・断面図
ホ 委任状
ヘ 印鑑登録証明書
ト その他参考となるべき事項を記載した図書

連絡先：氏名
電話番号

注：① 明示申請・確定協議 のどちらかを記入。

② 明示されるよう申請・確定したく協議 のどちらかを記入。

用紙はA4縦とする。

(別紙様式2)

委 任 状

令和 年 月 日

私 儀
住 所

氏 名



は

実 印

殿を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

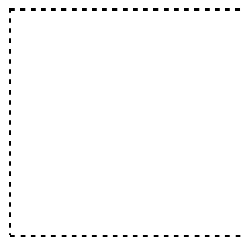
記

府
* 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇ー〇〇番地の私有地と隣接する国有河川敷地との境界明示(確定)に関する申請、現地立会、境界線の決定、明示書等受領並びに境界杭設置に伴う現地立会、その他諸
* 手続に係る一切の権限及び行為。

(代理人)

住 所

氏 名



使用印

*注：委任事項については十分確認しておくこと。

(別紙様式 3)

不 動 産 登 記 事 項 調 査 表

[illegible]